

## 社会福祉施設の設置管理基準の条例制定について

### 1 趣 旨

地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、自治体の自由度を拡大するという観点で、社会福祉施設等の設置管理基準(従業者、設備、運営等の基準)を自治体が条例で定めるよう制度改正を行う。

### 2 制度改正のスケジュール

時 期	内 容
平成 22 年 6 月(見込)	介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉法など関係法の改正・公布
平成 22 年 9 月(見込)	社会福祉施設等の管理運営に係る基準を国が省令で規定
平成 22 年度末(目途)	省令を基に社会福祉施設等の管理運営基準を定める条例を制定

条例制定に当たっては、十分に県民の意見を聴取する。

(想定される手続き: 社会福祉審議会での議論、施設関係者からの意見聴取、パブリックコメントの実施など)

### 3 条例で定めることになる項目 (詳細は別紙参照)

対象となる分野	該当する施設・サービス
高齢者施設の従業者・設備・運営に関する基準	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 指定居宅サービス 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 指定介護予防サービス
障害者施設の従業者・設備・運営に関する基準	指定障害福祉サービス 指定障害者支援施設 地域活動支援センター、福祉ホーム
児童施設の従業者・設備・運営に関する基準	指定知的障害児施設等 児童福祉施設
認定こども園の認定の要件に関する基準	認定こども園

### 4 法令と条例の関係

条例で定める基準は、法令で定める基準に従うべき程度ごとに、「従うべき基準」、「標準とする基準」、「参酌する基準」の3種類に分類される。

区 分	従うべき基準 (法令に必ず適合しなければならない基準)	標準とする基準	参酌すべき基準 (法令を十分参照しなければならない基準)
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
異なるものを定めた場合	法令の基準の範囲を超える場合は違法	合理的な理由がない場合は違法	「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

(例)施設に配置する職員及びその員数に関する条例の基準は省令の規定に「従うべき基準」となる など

## 社会福祉施設の設置管理基準のうち条例で定める事項

法律	条	条 例 で 基 準 を 定 め る 項 目
老人福祉法	第17条	<p>養護老人ホーム・特別養護老人ホーム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数【従う基準】</li> <li>2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積【従う基準】</li> <li>3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】</li> <li>4 養護老人ホームの入所定員【標準】</li> <li>5 その他の事項【参酌基準】</li> </ol>
介護保険法	第74条	<p>指定居宅サービス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数【従う基準】</li> <li>2 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積【従う基準】</li> <li>3 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】</li> <li>4 指定居宅サービスの事業に係る利用定員【標準】</li> <li>5 その他の事項【参酌基準】</li> </ol>
	第78条 の4	<p>指定地域密着型サービス</p> <p>省 略（市町村条例で規定するため）</p>
	第88条	<p>指定介護老人福祉施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数【従う基準】</li> <li>2 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積【従う基準】</li> <li>3 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】</li> <li>4 その他の事項【参酌基準】</li> </ol>
	第97条	<p>介護老人保健施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数【従う基準】</li> <li>2 介護老人保健施設の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】</li> <li>3 その他の事項【参酌基準】</li> </ol>
	第110条	<p>指定介護療養型医療施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数【従う基準】</li> <li>2 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積【従う基準】</li> <li>3 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】</li> <li>4 その他の事項【参酌基準】</li> </ol>
	第115条 の4	<p>指定介護予防サービス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数【従う基準】</li> <li>2 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積【従う基準】</li> <li>3 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】</li> <li>4 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員【標準】</li> <li>5 その他の事項【参酌基準】</li> </ol>
	第115条 の14	<p>指定地域密着型介護予防サービス</p> <p>省 略（市町村条例で規定するため）</p>

(注)【従う基準】は「法令の基準に従うべき基準」、【標準】は「標準とする基準」、【参酌基準】は「法令の基準を参酌すべき基準」

法律	条	条例で基準を定める項目
障害者自立支援法	第43条	指定障害福祉サービス 1 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数【従う基準】 2 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積【従う基準】 3 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 4 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員【標準】 5 その他の事項【参酌基準】
	第44条	指定障害者支援施設等 1 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数【従う基準】 2 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積【従う基準】 3 指定障害者支援施設等の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 4 その他の事項【参酌基準】
	第80条	障害福祉サービス事業・地域活動支援センター・福祉ホーム 1 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者及びその員数【従う基準】 2 障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積【従う基準】 3 障害福祉サービス事業の運営に関する事項並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 4 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに係る利用定員【標準】 5 その他の事項【参酌基準】
	第84条	障害者支援施設 1 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数【従う基準】 2 障害者支援施設に係る居室の床面積【従う基準】 3 障害者支援施設の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 4 障害者支援施設に係る利用定員【標準】 5 その他の事項【参酌基準】
児童福祉法	第24条 の12	指定知的障害児施設等 1 指定施設支援に従事する従業者及びその員数【従う基準】 2 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 3 指定知的障害児施設等の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 4 その他の事項【参酌基準】
	第45条	児童福祉施設 1 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数【従う基準】 2 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 3 児童福祉施設の運営に関する事項で省令で定めるもの【従う基準】 4 その他の事項【参酌基準】
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	認定こども園 1 幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと【従う基準】 2 保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと【従う基準】 3 子育て支援事業のうち当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと【従う基準】 4 省令で定める施設の設備及び運営に関する基準【参酌基準】

(注)【従う基準】は「法令の基準に従うべき基準」、【標準】は「標準とする基準」、【参酌基準】は「法令の基準を参酌すべき基準」